

# 与布土地域自治協議会規約

## (目的)

第1条 本会は、与布土地域のすべての住民が、将来に向けて安心して暮らせる地域社会の実現目標を描き共有し、かつ住民の総意のもとにその目標の実現に向けて、次に掲げる活動を行うことにより、誰もが住んで良かったと実感のできる与布土の郷づくりをめざすとともに、住み良い地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦による連携
- (2) 健康・福祉対策に関する取り組み
- (3) 生活環境及び地域交通の維持等に関する取り組み
- (4) 地域の防災・防火及び防犯並びに交通安全に関する取り組み
- (5) 地域環境の保全に関する取り組み
- (6) 農村地域活性化に関する取り組み
- (7) 都市農村交流に関する取り組み
- (8) 区の自治会活動等との連携
- (9) 関係諸団体との連携
- (10) 行政との協働に関する取り組み
- (11) 事務所等与布土地域自治協議会が所有する財産の維持管理
- (12) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動

## (名称)

第2条 本会は、与布土地域自治協議会と称する。

## (区域)

第3条 本会の区域は、別紙区域図のとおりとする。

## (事務所の位置)

第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県朝来市山東町溝黒366番地1に置く。

## (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

## (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## (入会等)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする場合は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 部会長 6名以内
- (4) 理事 10名以内
- (5) 監事 2名

- 2 会長、副会長、及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 3 部会長は、各部会において、部会員の中から選出する。
- 4 理事は、各区長が当たる。
- 5 監事と会長、副会長、部会長及び理事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 部会長及び理事は、本会の運営を補佐する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長、部会長及び理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。

- 3 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第13条 通常総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき。
    - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
    - (3) 第10条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第14条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議決等)

- 第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
  - 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。
  - 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 5 前項の場合における第2項及び第3項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(正副会長会)

- 第17条 会長及び副会長において、正副会長会を構成する。

- 2 正副会長会は、運営委員会に付議すべき事項を協議する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、正副会長以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、監事を除く役員（以下「運営委員」という。）で構成する。

2 運営委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の招集等)

第19条 運営委員会は、原則として、毎月1回会長が招集する。

- 2 会長は、前項にかかわらず、必要と認めるときは運営委員会を招集することができる。
- 3 会長は、運営委員の2分の1以上から会議の開催目的を明記した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から15日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 4 運営委員会を開催する場合は、少なくとも3日前までに、日時、場所等を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 5 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 7 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第20条 本会の目的の達成と、将来目標を共有する地域まちづくり計画の推進を図るため、本会に事業部会を置く。

2 事業部会の組織及び運営方法は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(事業推進組織の設置等)

第21条 農業の振興をはじめ、地域の活性化をより推し進めるため、必要に応じて事業推進組織を設置する。

2 事業推進組織の構成及び運営方法は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(プロジェクト組織)

第22条 本会の活動において、横断的又は補完的な取り組みを必要とする場合は、本会にプロジェクト組織を設置することができる。

2 プロジェクト組織の構成及び運営方法等は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(広報委員会)

第23条 本会の活動内容を地域住民に広く周知し、市民の協議会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信するため、広報委員会を置く。

2 広報委員会の組織及び運営方法は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(事務局)

第24条 本会の事務を処理させるため、本会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 事務局長は、運営委員会の承認を得て、会長が任命する。

4 事務局長は、本会の会務及び会計事務を処理する。

5 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

(資産の構成)

第25条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第27条 本会の資産で、第25条第1号に掲げるもののうち、総会において別に定める資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業計画及び予算が総会において議決されていない場合には、会長は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告書及び決算書並びに財産目録等は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得、かつ、朝来市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第33条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第35条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会の議事録及び運営委員会の会議録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第36条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、本会が朝来市長の認可を受けた日から施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立認可の日から平成25年3月31日までとする。